

厚労省

令和6年4月17日「香害をなくす連絡会」面会 事前回答

1. 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、香害をもたらす製品を規制してください。

* 香料を契機として化学物質過敏症状が出現する人が増えています。物質の特定を待たずに、同法第6条第2項により当該家庭用品の回収、その他被害拡大防止のために必要な応急の措置を取ってください。
ださい。

(答)

家庭用品規制法では、具体的な化学物質を指定し、それぞれに対象となる家庭用品を指定し規制をしています。このため、具体的な化学物質を指定せずに「香害をもたらす製品」として規制をすることは困難です。

まずは病態の解明が必要であり、引き続き関連する知見の収集に努めてまいります。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

2. 消費者庁と連携して、GHS マークを家庭用品にも表示するように進めてください。

* 家庭用品規制法の改定にあたり、有害化学物質の指定にGHS 分類を用いるのですから、家庭用品にもGHS マークを表示するものと解します。死亡事故の未然防止のためにも、すぐ着手願います。

(資料3) SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management) の視点に立ち、化学物質管理を行ってください。

(答)

家庭用品に対する表示は家庭用品品質表示法で規定されており、一義的には消費者庁において検討されるものと考えています。

なお、現在、家庭用品規制法における有害物質の選定方法を検討中です。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

3. 「香害（家庭用品）対策検討会」を立ち上げ、健康被害をもたらす家庭用品について、使用時を含め、製品全体、商品としての安全性を検討し、消費者庁など他省庁と連携して対策を講じてください。

* シックハウスに代わり、香害が化学物質過敏症発症の契機になっています。「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」で、香害や家庭

用品を検討しないのならば、別の検討機関（関係業界と利益相反のないメンバーによる）を設置し、家庭用品が契機となる健康被害や化学物質過敏症の発症を防いでください。

(答)

香害については、現時点ではどのような化学物質が関与しているのか、どのような体内的変化が症状を引き起こすのかなど未解明な部分が多く、まずは病態の解明が必要であると考えています。

引き続き、関連する知見の収集に努めてまいります。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

問4) 厚生労働科学研究で、香害の原因究明・調査研究を進めるとともに、明らかになった知見を他省庁と共有し、社会にも周知してください。

答)

厚生労働省では厚生労働科学研究難治性疾患政策研究事業において平成29年度から化学物質過敏症に係る研究を継続して行っている。

ただし化学物質過敏症については、いまだ具体的な病態や機序が明らかになっているとはいえない、また診断基準や治療法も確立していないことから、引き続き、厚生労働科学研究等を通じ、病態の解明に向けた研究を行っていく。

これらの研究結果は厚生労働科学研究成果データベースにて公開している。

5. 徐放作用のあるマイクロカプセル類を家庭用品に使用する問題点について、情報提供を行うとともに、微粒子としての吸入リスクも周知し、マイクロカプセルの家庭用品への使用を規制してください。カプセル素材が弾ける際の安全性を貴省自らで検証してください。

* 国民生活センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020年）」においては、「一定レベルの香りが長い時間、環境中に存在し続けることになる」マイクロカプセル香料の製品への配合について専門家が懸念を示しています。坂部貢医師は、自身の講演で「繰り返し」香りを吸うことを問題視しています。

微粒子としての吸入リスクについては、労働安全衛生上の知見を貴省は既にお持ちです。

* 近年、マイクロ／ナノサイズのプラスチック粒子が、人体内（肺、血液、胎盤、母乳など）から次々と検出されています。つい最近では、日本においても血液や臓器の組織からマイクロプラスチックと有害化学物質が検出されたことが発表されています。（資料4）

マイクロカプセルも人体のプラスチック汚染を引き起こす可能性がありま

す。即刻、マイクロカプセルの使用を規制してください。

(答)

家庭用品に使用されているマイクロカプセルやそれに含まれる香料が健康に与える影響は、科学的には明らかにされていないものと承知しています。このため、現時点での規制することは難しいと考えております。

しかしながら、まずは情報の収集が重要と考えており、引き続き、関連する研究等の科学的知見や、海外の状況を注視してまいりたいと考えています。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

6. 優先的に第四級アンモニウム塩を含む製品のリスクを評価し、消費者庁と共に規制を検討してください。

* 新型コロナ流行により、第四級アンモニウム塩（エステル型でない塩化ベンザルコニウム等）を含む製品が消毒用に使用されているほか、抗菌消臭を謳う家庭用品が増え、においても健康被害を訴える人が増加しています。近年、海外では第四級アンモニウム塩のリスクに関する懸念が急速に高まっています。（資料5）

(答)

現在、家庭用品規制法における有害物質の選定方法について検討中です。今後、その選定方法に沿って化学物質を選定し、詳細な評価を実施していくことを予定しています。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

7. 保健衛生上、衣類からマイクロカプセルが医療現場に漂って空気を汚染し、周囲に付着する問題（移香）について、医療関係者に注意喚起してください。

* 医療関係者や利用者の衣類に柔軟剤や合成洗剤が使用されている場合、清浄であるべき空間が、衣類から飛散するマイクロカプセルにより汚染されることを周知徹底し、マイクロカプセル製品の使用を自粛させてください。

(回答)

厚生労働省では厚生労働科学研究難治性疾患政策研究事業において平成29年度から化学物質過敏症に係る研究を継続して行っておりますが、現時点では原因や病態、発症機序等が不明であり、疾患概念が確立していないものと認識しております。

こうした中で、医療現場において何らかの規制を課すことなどは困難であると

考えておりますが、引き続き、関連する研究等の状況について注視してまいります。

また、香りへの配慮については、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成、令和5年度には改訂したところです。

(厚生労働省 医政局 総務課 川畠)

8. 食品安全衛生上、衣類（あるいは商品）からマイクロカプセルが食品製造現場・食品販売現場に漂って空気を汚染し、食品に混入したり、付着したりする問題（移香）について、食品衛生関係者に注意喚起してください。

* 日本即席食品工業協会では、2008年の「移り香事件」（カップ麺を食べた人が嘔吐したため、原因物質を調べたところ、カップ麺の近くに置いていた防虫剤のパラジクロロベンゼンが検出された。）を受け、その後、注意書き、もしくは「移り香注意マーク」を表示することを推奨しています。

(資料6) マイクロカプセルについても、注意喚起を促す手段が必要です。

(回答)

・香りへの配慮については、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成、令和5年度には改訂し、周知啓発を行っている。

・厚生労働省としては、このポスターを食品事業者等の監視・指導を行う各自治体の衛生主管部（局）をはじめ、関係各所に情報提供を行っている。引き続き、必要に応じ、適切な情報提供に努めてまいりたい。

9. 貴省が所管する分野・業界にポスター周知をさらに進めてください。

* 改正障害者差別解消法施行にあたり、各種業界への香害の周知が急務です。

(答)

昨年7月のポスターの改訂に伴って、関係団体への周知を行ったほか、令和6年に入っても1月24日付けで厚生労働省医薬局、健康・生活衛生局、社会・援護局、こども家庭庁支援局連名で、都道府県市区町村の障害保健主管部、児童福祉主管部に対して、香りへの配慮について情報提供しています。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

10. 貴省職員に研修を行い、香害をもたらす家庭用品の使用自粛を職員から始めてください。

(答)

厚生労働省が入っている合同庁舎5号館内にポスターを掲示し、香りへの配慮を周知しています。

(厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室)